

伊方町人材育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、人材の育成により、潤いと活力のあるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業概要)

第2条 町は、潤いと活力あるまちづくりを推進するために行う人材育成事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町長が事業の実施を適当と認めた団体又は個人であって、次の条件を具備していなければならない。

- (1) 町内に居住し、2年以上を経過し、将来にわたって伊方町に貢献する意思がある者であること。
- (2) 町税を完納していること。
- (3) 必要（要請）に応じた研修報告と事後活動を積極的に行うこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、人材育成事業とする。ただし、国又は県等他の補助対象となるものについては、補助残を対象とする。

2 人材育成事業とは、地域の特性や資源を有効に活用して、創意と工夫を凝らし取り組む地域活性化のための学習や研修のための事業で、事業内容が効果的、実践的であり、まちづくりに寄与すると認められる事業をいう。

(1) 地域リーダー育成事業

地域リーダーの育成のための事業で、地域における現在活動のリーダーあるいは将来リーダーになりうると思われる者の学習会、講演会・講習会等への参加及び先進地視察研修を対象とする。

(2) 技術修得事業

技術の修得のために必要な学習会、講演会、講習会等への参加及び現地研修のための事業を対象とする。

(3) 海外研修交流事業（町が指定する研修事業に限る）

国際意識の高揚と国際感覚を身につけた人材の育成を図ることにより、地域づくりの推進に寄与すると考えられるものを対象とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に人材育成に寄与すると認められる事業

(事業計画書の提出)

第5条 事業を実施しようとする者は、あらかじめ人材育成事業計画書（別記様式。以下「事業計画書」という。）を作成し、別に定める期日までに、町長に提出するものとする。

(補助対象事業の審査)

第6条 事業を円滑に推進するため、提出された事業計画書について、伊方町人材育成事業審査会が審査を行い、適当と認められるときは、町長が採択を決定する。

(補助金の名称)

第7条 補助金の対象は、人材育成事業費補助金とする。

(助成処置)

第8条 町長は、事業計画書の内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画書に基づく事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の伊方町人材育成事業実施要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年3月31日告示28号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は令和8年4月1日から施行する。

伊方町人材育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伊方町人材育成事業実施要綱(平成17年度伊方町告示第4号。以下「実施要綱」という。)に基づき、町長が事業の実施を適当と認めた団体又は個人(以下「団体等」という。)が行う人材育成事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する人材育成事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、定めるものとする。

(補助対象事業種目、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業種目、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、人材育成事業費補助金交付申請書(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付決定をし、速やかに団体等に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ人材育成事業費補助金変更申請書(様式第2号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに人材育成事業費補助金実績報告書(様式第3号)に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第7条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、人材育成事業費補助金(精算)請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による補助金(精算)請求書を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払等)

第10条 町長は、第5条による補助金の交付決定後、補助事業者の要請により、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、事業の完了前に概算払いとして、補助金の交付をすることができるものとする。

2 前項により、概算払の交付を受けようとするときは、人材育成事業補助金(概算払)請求書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項により、補助金の概算払を受けた補助事業者が補助事業完了後に補助金の額の確定により、補助金に過不足を生じたときは、速やかに精算しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第11条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監査)

第12条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(補助金の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施について、不正な行為があったとき。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の伊方町人材育成事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

事業種目	経費	補助率	備考
1 地域リーダー育成事業	研修費、教材費、実習材料費、旅費、宿泊費、謝金、その他	5/10以内 (限度額60万円を原則とする。)	1 町からの指名参加者については100%以内で補助することができる。
2 技術修得事業	同 上		
3 海外研修交流事業	同 上		2 補助対象経費のその他の経費については、審査会で審査する。
4 その他特に人材育成に寄与すると認められる事業	同 上		